

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1 工事の名称 | 工事 |
| 2 出資の割合 | パーセント
パーセント |

建設株式会社ほか 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

經常建設共同企業体
代表者

印

印

印